

再犯防止対策について

【担当省庁：法務省】

再犯の防止等の推進を図るために、以下の施策を講じていただきた
い。

【地方再犯防止推進計画の策定、施策推進への財政措置について】

- 再犯防止対策については、昨年12月に公布・施行された再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、国は再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施し、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施することとされている。

本法律では、都道府県及び市町村は、現在国で検討されている再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされているが、地方公共団体が実施する計画策定及び施策の推進（教育・職業訓練など）について、「地域再犯防止推進交付金（仮称）」において採択していただきたい。

また、施策の推進に対しては、刑務所や保護観察所などの国の機関からの情報提供などをいただきたい。

【再犯防止による非行少年等立ち直り支援について】

- 京都府では、少年の再非行防止を図る全国初の取組として学校や警察、家庭裁判所等の関係機関が一体となった、寄り添い型の支援（ユース・アシスト）や課題を抱える少年たちの居場所（ユース・コミュニティ）の設置により、非行の未然防止・再非行防止の取組を強化している。こうした効果的な取組を継続的に実施できるよう、「再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化事業」において採択していただきたい。

京都府
の担当課

府民生活部 安心・安全まちづくり推進課(075-414-5079) 青少年課(075-531-6507)

■概算要求
【法務省】

▼地域再犯防止推進交付金（仮称）

278百万円（30年度新規）

地域の実情に応じて、犯罪や非行をした者の再犯防止に向けた取り組みを支援

- ・実態調査と支援体制の整備計画策定
- ・地域における立ち直り支援ネットワークの整備
- ・地域の立ち直りモデル事業

■再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、国及び地方が策定）

1 国の再犯防止推進計画策定

- 本年10月10日 再犯防止推進計画（案）に対するパブリックコメント開始
- 12月頃 再犯防止推進計画閣議決定の予定

2 国の再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第7条）

- (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要な事項
- ※少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

3 地方再犯防止推進計画の策定（法第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

■概算要求
【法務省】

▼再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化事業

14,415百万円（2,157百万円増）

犯罪対策閣僚会議決定「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月）及び「宣言：犯罪に戻らない、戻さない」（平成26年12月）、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月）に掲げられている対象者の特性に応じた処遇、住居の確保、就労支援等の再犯防止対策（施設内処遇、社会内処遇（入口支援・国と地方公共団体との連携を含む））を推進。

■京都府内の少年非行等の状況

- | | | |
|----------------|-------|------------------|
| ①刑法犯少年の検挙・補導人員 | 平成28年 | 857人（対前年比▲24.0%） |
| ②再犯者数 | 平成28年 | 258人（対前年比▲23.7%） |

■京都府における非行少年等の立ち直り支援制度の概要

- ①非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）の創設（平成24年度～）
 - ・非行少年等に対する立ち直り支援の中核機関として、福祉の相談機関である「家庭支援総合センター」内に設置
 - ・府内全域で支援を展開するため、「北部サテライト」を設置（平成25年度～）
- ②「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」の設置（平成24年度～）
 - ・関係機関（児童相談所、警察、学校、京都市、京都家庭裁判所等）が一体となり、効果的な支援を推進するため、ネットワーク体制を構築
- ③少年非行防止のための「ユース・コミュニティ」づくり応援事業の実施
 - ・地域で活動する民間団体に委託し、府内2箇所に設置（平成26年度～）
 - ・対象者を拡充（不登校、高校中退者等）し、1箇所追加（平成28年度～）